

事業所実地指導 報告書

【実施の目的等】

- ・介護保険法第 23 条に基づき、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として実施。
実地指導計画に基づく定期的な指導の一環として実地指導を行った。

① 中津川ケアハートガーデン グループホームなかむらの郷実施日時

実施日時：令和 5 年 12 月 22 日（金）実施

→概ね適正な運営が確認された

《現地（口頭）指摘事項》

- ・重要事項説明書の同意の日付および契約書の日付について、サービスの提供開始より後になっている方が散見されたので、当該書類に関しては、サービスの提供開始より以前に確認いただくよう指導。

② 宅老所かさぐるま

実施日時：令和 4 年 11 月 9 日（水）実施

→概ね適正な運営が確認された

《現地（口頭）指摘事項》

- ・消防計画について、平成 26 年以降の改正が確認できず、防火管理等についても変更ができてない状況であったため、消防計画に変更があった際には、速やかに消防署に届を提出するよう指導。
- ・管理者業務について、基準では原則常勤専従とすべきとあるが、勤務表上では、1 日に 1 時間しか管理者業務を行えていないという状況であった。
それ自体、直ちに基準を違反しているという話ではないが、管理者業務に支障を来すことが無いよう忠告するとともに、過剰な負担とならないよう注意してほしいと依頼。

③ そよかぜ

実施日時：令和 6 年 1 月 19 日（金）実施

→概ね適正な運営が確認された

《現地（口頭）指摘事項》

- ・運営規程を変更した際、変更届が提出されていなかったため、変更届出書と遅延理由書を提出していただくよう指導。
- ・甲種防火管理者について、更新をしている証跡が確認できなかったため、更新期限が切れているようであれば、再講習を受講するよう指導。
- ・防災計画について作成してから数年経過しており、現状に即していない点が散見されたので、適宜見直しを図るよう指導。

④ 定期巡回ステーションなでしこ

実施日時：令和5年11月30日（木）実施
→概ね適正な運営が確認された

《現地（口頭）指摘事項》

- ・変更届の提出について、運営規程が令和5年2月1日に変更されたのにも関わらず、当該事実の変更にかかる届出が提出されていないことが確認された。変更があったときには、10日以内にその旨を市町村長へ届け出なければならないと省令に定められており、速やかな提出を求めるとともに、今後の取り扱いについても改められるよう指導。

⑤ 小規模多機能ホーム こまんば

実施日時：令和4年11月15日（火）実施
→概ね適正な運営が確認された

《現地（口頭）指摘事項》

- ・宿泊サービスについて、規約では定員7名となっているが、うち1部屋については、一部屋だけ離れたところに位置しており、安全性の担保が困難であることから、現在は運用されておらず、物置の様に運用されている。については、実際に宿泊サービスを提供できる人数（部屋数）については6名となっているので、運用を改めるか、定員変更の検討を促す。